地域においては、初期消火の成功率の向上が極めて重要であり、国〔消防庁、国土交通省〕、都県、市町村等は、常備消防及び地域防災力の中核となる消防団の充実、自身の安全が確保できる範囲内で消火活動を行う自主防災組織の活動体制の充実等による地域防災力の向上、可搬ポンプ等の装備の充実、断水時に利用が可能な簡易なものも含めた防火水槽や防火用水の確保等を推進するとともに、基盤施設の整備が遅れている木造住宅密集市街地での道路拡幅など活動空間の確保を進める。

また、国〔国土交通省〕、都県及び市町村は、延焼被害の抑制のため、緊急避難場所等として機能する公園等のオープンスペースの確保や河川の整備、安全に避難するための避難路の整備等を進めるとともに、住民等に対して、緊急避難場所の位置や避難経路の周知を行う。加えて、建物の不燃化や危険性の高い木造住宅密集市街地等の解消に向けた取組を継続するなど、避難の安全性の確保と延焼の拡大を防ぐ火災に強い都市づくり、まちづくりを推進する。加えて、電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐため、無電柱化の取組を推進する。

さらに、同時多発市街地火災に至った場合を想定し、効果的かつ効率的な消火活動や、避難行動要支援者を含む住民等の円滑な避難誘導を行うため、地方公共団体による要員の育成や資機材の配備、消防団、自主防災組織等による適切な避難誘導体制の強化、消防水利の整備等を促進する。この際、自主防災組織による初期消火が困難となることを踏まえ、避難のための一定の行動指針を設けるなどの備えを促進する。

ウ　ライフライン等の耐震化、発災時の速やかな機能回復

電気、水道、ガスを始めとするライフラインは、災害時の救命・救助活動、医療救護及び消火活動等の応急対策活動を効果的に進める上で重要であることから、国〔厚生労働省、経済産業省〕、都県、市町村及びライフライン事業者は、これらの機能が寸断することがないよう耐震化や液状化対策、多重化、分散化等に取り組む。

通信等の情報インフラについては、国〔内閣府、総務省〕、都県、市町村及び電気通信事業者は、耐震化、多重化、衛星の活用等を進めるとともに、携帯電話の基地局における非常用電源及び燃料の確保等、停電が長時間に及んだ場合にあっても、通信手段を途絶させないための取組を推進する。

下水道施設については、国〔国土交通省〕、都県及び市町村は、震災後の公衆衛生の保全、雨水排水機能の確保等のため、耐震化、液状化対策等を推進する。

これらのライフラインやインフラについては、災害発生時に、特に人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化、多重化等の対応を進めるとともに、優先的に早期に復旧させることができるよう、人材確保や資機材の配備など、復旧体制を強化する。

エ　燃料の供給対策

医療施設や避難所となる学校、ライフライン等の重要施設に迅速に燃料を供給するため、国〔経済産業省〕は、石油事業者等による以下の取組を促進する。

・　製油所の石油製品の生産・入出荷機能の早期回復のための設備の安全対策、非常用発電設備の充実等製品の安定供給機能の確保
・　ガソリン等の配送のための会社の枠組みを超えた連携体制の構築
・　医療施設、避難所となる学校や、ライフライン等の重要施設の住所や設備情報の地方公共団体との共有、発災時の供給優先度の設定など迅速な燃料供給への備え
・　ガソリンスタンド・ＬＰガス中核充填所における非常用電源等の確保

オ　交通インフラ、河川・海岸堤防等の耐震化、発災時の速やかな機能回復

道路、空港、港湾、鉄道等の交通インフラについて、国〔国土交通省等〕、都県、市町村及び施設管理者は、地震による機能の低下を最小化するため、施設の耐震化、老朽化対策の推進、施設・機能の代替性の確保を始め、以下に掲げる措置を講じ、災害に強い交通ネットワークの整備を進める。

・　道路管理者においては、緊急輸送道路における道路網の耐震補強、首都圏における環状道路の整備等、災害に強い道路ネットワークの整備を進める。また、都県警察においては、道路交通機能の確保に重要な信号機の滅灯対策を講じる。
・　空港管理者においては、滑走路の耐震化及び都心部におけるヘリポートの確保等航空輸送ネットワークを構築する。
・　港湾管理者、河川管理者等においては、耐震強化岸壁等の整備、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点との連携、河川舟運の活用等の水上輸送ネットワークの構築及び震災時の輸送路としても活用可能な緊急用河川敷道路、船着場等の整備を行う。ゼロメートル地帯等においては、首都直下地震による河川・海岸堤防等の沈下・損壊による浸水被害等の発生を防止するため、河川・海岸管理者は、堤防等の整備、耐震対策等を推進する。また、河川・海岸管理者は、都県等と連携して、堤防等の復旧計画や浸水地域の排水計画を作成する。
・　鉄道事業者においては、利用可能な折り返し駅からのシャトル輸送及び各鉄道事業者間の相互連携等の鉄道輸送ネットワークを構築する。なお、鉄道事業者が部分的な復旧、折り返し運転等を行う際には、バス代行輸送の広域的な応援、連絡調整体制等を確保することが必要である。
・　施設管理者は、災害発生時に、特に、災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への移動が可能となるよう、優先的に早期に復旧させるための人材確保や資機材の配備など、復旧体制を強化する。

カ　その他の安全確保対策

(ｱ)　不特定多数の者が利用する施設等における安全確保

国〔消防庁、国土交通省〕、都県、市町村及び関係事業者は、高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等、不特定多数の者が利用する施設の管理者による施設・設備の耐震化、落下物防止対策や、施設管理者及び自衛消防組織による火災防止対策、適切な避難誘導等を促進するとともに、エレベーターの安全対策を推進する。

(ｲ)　原子力事業所等の安全確保

原子力事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）等に基づき、その設計、建設、運転の各段階及び運搬において、深層防護等の考え方により、原子力事業所等の安全性の確保に万全を期するものとする。国〔原子力規制委員会（事業所外運搬にあっては原子力規制委員会及び国土交通省）〕は、原子力事業者に対する安全規制を徹底し、原子力事業所等の安全性の確保に努めるものとする。

国〔原子力規制委員会等〕、都県、市町村及び原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）等に基づき、原子力災害の予防のために必要な措置を講じるものとする。

(ｳ)　石油コンビナート等集積地区における安全確保

首都地域の臨海部においては、危険物施設の集積する石油コンビナート等の工場地帯が連なり、その防災対策は、近接する内陸の市街地等に対する被害拡大を防止する上で、重要な課題である。

このため、国〔消防庁、経済産業省、国土交通省等〕、都県、市町村及び関係事業者は、高圧ガス設備の耐震性の確保、護岸等の耐震化、石油コンビナート災害に特化したエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の新設等災害発生時の消防の即応体制の強化、避難体制の整備等を推進する。また、発災時において、二次災害防止のため、施設の点検を緊急的に行い、異常がみられる場合は関係法令に従って速やかに対処できるよう体制を構築する。

(ｴ)　土砂災害・液状化対策、地域危険情報の開示

国〔農林水産省、国土交通省〕、都県及び市町村は、地震による土砂災害の危険がある箇所の把握に努め、急傾斜地崩壊防止施設等の整備といった土砂災害対策や山地災害対策、臨海部等の軟弱地盤の地域を中心に液状化対策を推進するとともに、宅地の耐震化を促進する。

また、土砂の崩落などによる道路閉塞の可能性、密集市街地など建築物の倒壊・延焼危険性等を詳細に示した、地震防災ハザードマップの作成・公表、土地取引時の情報開示などを促進するとともに、危険地区の建築物の移転等を促進する。